KPMG

チャイナタックスアラート

（中国税務速報）

第24回　2021年7月

「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」改訂版の公布

概要：

- 2021年07月15日付で、改訂された「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」（公告2021年第250号、以下「税関行政案件手順規定」）が正式に施行された。税関は、公正性と公開性を確保し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を十分に遵守した上で、行政処罰案件を処理する。
- 「税関行政案件手順規定」は、輸出入関係者が待ち望んでいたものである。中国税関の新たな通関全体改革が全国範囲で展開されて以来、通関業務に係る企業の自主的な選択を尊重することを前提として、税関は、「事前申告」「2つのステップによる申告（まずは概要申告による貨物を受取り、後日詳細申告を行う）」などの業務改革を積極的に推進しており、通関効率の大幅な向上を実感できるようになった。また、中国税関は、全体的なリスク予防と管理、精確な予防と管理を推進し、徴税、監督管理、査察及び密輸防止に関してはこれまで通りの方針を維持する。企業による自主申告の推進と税関による事後監督管理の強化に伴い、税関の査察・検査においてますます多くの申告問題が特定され、大量の税関行政処罰案件が発生し、かつ増加し続けている。直接的な影響から見ると、大量な税関リソースが統計上の誤りや誤分類などの深刻でない行政案件の処理に充てられる恐れがある。一方、企業は効率向上した通関サービスを享受するとともに、一旦申告に問題が生じた場合は行政処罰を科されるなど、深刻な事業経営上のリスクに晒されることとなる。
- 税関は、「税関行政案件手順規定」の改訂・公布に先立ち、すでに軽微な税法違反行為など深刻でない案件について、企業が自主的開示を通じて行政処罰を免除する政策を打ち出した。また、税関は、違反事実が明確で、違反行為が軽微な案件に対して、簡易案件処理手順などを適用して、案件の処理効率向上を図る。改訂された「税関行政案件手順規定」では、税関の行政案件処理手順に関する複数の要件を明確にした。これにより、税関は、軽微な違反行為、または初回違反で、かつ適時に是正され、深刻な事態に至らなかった案件に対して、行政処罰を科さなくなる。また、税関は、企業が主観的過失がないことを証明できる案件に対しても、行政処罰を科さないものとなる。
- 加えて、「税関行政案件手順規定」では、回避、管轄、案件調査、処理、ヒアリングなどに関する規定をさらに統一した。また、その場で行政処罰を決定する簡易プロセスや、証拠収集、審査、承認などのプロセスを簡素化した迅速な処理プロセスを追加した。これは、税関が行政・法執行において、公平と公正を重んじ、寛大かつ厳格であり、効率向上にも配慮する原則を表している。

背景

2021年1月22日付けで開催された第13期全国人民代表大会常務委員会第25回会議では、「行政処罰法」の改訂草案を可決した。本「税関行政案件手順規定」の改訂・公布は、税関の行政分野において「行政処罰法」という上位法を優先する原則を具体的に反映したものとなる。

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

また、税関行政案件の法執行・立法状況に応じて、2006年以降に公布された「中華人民共和国税関行政処罰ヒアリング弁法」「中華人民共和国簡易な案件に対する税関行政処罰処理手順規定」などの法規定を改訂・統合した。

2018年に、税関と検査検疫の構造改革が完了し、新たな税関機能構造を形成した。税関の法執行ニーズへの適応に向けて、「税関行政案件手順規定」の改訂において、検査・検疫業務に関連する内容を追加した。

- **具体的な改訂内容**

公告 2021 年第 250 号	重要な追加・改訂内容
第 1 章　総則	第 3 条　税関は、行政処罰案件の処理において、公正・公開の原則を遵守し、処罰と指導を組み合わせて処理するものとする。
第 2 章　一般規定	第 7 条　税関は法律に則り、文字や音声映像などの形で、行政処罰の開始、調査と証拠収集、審査、決定、送付、執行などの全プロセスに対して記録し、ファイリング・保存するものとする。
第 3 章　案件調査	• 第 30 条　当事者または関係者は、法の執行者に対して法律執行証の提示を要求する権利を有する。法の執行者が法律執行証を提示しない場合、当事者または関係者は、調査または検査を拒否する権利を有する。 • 第 44 条　テスト、検査、検疫、技術鑑定の結果は、当事者に通知するものとする。
第 4 章　行政処罰の決定	• 第 56 条　違法行為が軽微であり、かつ適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった場合、行政処罰を科さないものとする。初回の違反行為であり、違法による損害をもたらさず、かつ適時に是正された場合、行政処罰を科さないことができる。 • 法に則り当事者の違反行為に対して行政処罰を科さない場合、税関は当事者を指導しなければならない。 • 第 57 条　当事者が主観的過失がないことを十分に証明できる場合、行政処罰を科さないものとする。行政法規で別段に定めがある場合は、その規定に従うものとする。 • 第 60 条　違反行為が 2 年以内に発見されない場合、行政処罰を科さないものとする。国民の生命・健康・安全や金融システムの安定にかかわり、違法による損害をもたらさなかった場合、上記期間は 5 年に延長される。法律で別段に定めがある場合はこの限りではない。
第 6 章　簡易プロセスと迅速な処理（新規追加）	• （簡易プロセス）第 101 条　違反の事実が明確であり、かつ法的根拠がある場合、国民に対して 200 人民元以下の罰金、法人またはその他の組織に対して 3000 人民元以下の罰金もしくは警告を科す案件に対して、税関は簡易プロセスを適用し、その場で行政処罰の決定を下すことができる。 • （迅速な処理）第 103 条　簡易プロセスを適用できないものの、事実が明確であり、当事者が書面をもって申請し、自発的に過ちを認め、かつその他の証拠がある行政処罰案件に関して、規定された条件を満たす場合、税関は証拠収集、審査、承認等のプロセスを簡素化することにより、案件を迅速に処理できる。

KPMGの所見

「税関行政案件手順規定」の公布と施行は、輸出入関連企業に歓迎されるだろう。なぜなら、本規定では、企業に主観的過失がない状態で税関の規定に違反した場合、行政処罰を科さないと規定したためである。中国はすでに国際貿易総額で世界最大の経済大国にまで成長し、貨物貿易輸出入額が増え続け、クロスボーダー電子商取引などの新しい取引モデルが次々に登場し、多種多様な商品と複雑なビジネス取引モデルが現れた。これに伴い、税関の法規定も複雑化し、特に税関の租税徴収管理にお

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

ける分類業務、税関の保税加工貿易監督管理業務及び商品検査検疫業務などの専門分野において、企業は複雑な法規定に対する解釈を誤ったことにより申告上の問題につながりやすい。これに対して、意図的に違反行為を犯し、税関の管理秩序を乱す案件と同様の行政処罰を科すことは明らかに不公平である。このため、新規定では、非主観的な過失に対して処罰しないとして、処罰と行為を一致させ、企業の過度な慎重姿勢を和らげ、国際貿易の正常な秩序維持に有効となる。

「税関行政案件手順規定」の公布と施行は、税関が現在実施している各種通関改革と貿易の利便化措置を促進するだろう。本規定では、税関は、軽微な税法違反行為に対して軽い行政処罰、または行政処罰を軽減すること、初回の税法違反行為や軽微でかつ適時に是正され、深刻な事態に至らなかった違反行為に対して処罰しないことを明確にした。近年、税関は通関業務処理の効率向上を通じて企業の通関業務に利便性をもたらすとともに、申告の規範化やAEO認証の実施などにより、企業が自社の税関業務に係る内部統制管理を強化し、通関業務の品質向上を促進している。しかし、実務において、多国籍企業を含む多くの企業は、急速な業務量の増加に伴い、税関業務担当者の負担が増し、調達、物流、通関申告など各プロセスの連携に一旦問題が生じた場合、税関の規定違反につながりやすい。新規定では、適時に是正された多数の軽微な違反行為に対して、深刻な事態に至らなかった場合は軽い処罰を科すか、ひいては処罰しないものとしたため、客観的に企業の経営リスク及び関連従業員の業務遂行リスクを軽減し、税関業務担当者の通常の業務推進における正当な権益を守ると共に、企業が積極的に税関の各種改革に参加し、税関業務に係る内部統制管理の強化に良好な環境を構築する。

「税関行政案件手順規定」の公布と施行は、税関の行政案件の処理に対する法治化と規範化をさらに促進するだろう。本規定では、税関行政案件の処理における管轄、回避、調査と処理、ヒアリングなどのプロセスを明確にし、税関が文字や音声映像などの形で行政処罰の全プロセスに対して記録すべきだとする規定を追加するなど、近年の税関行政法執行において新たに直面した問題を適時に改善した。特に新規定では、事実が明確で、異議を唱える余地が少なく、かつ軽微な税法違反案件に対する簡易プロセスと迅速な処理手順を改訂・新規追加した。これにより、公正性を確保した上で、関連案件の処理効率を向上させ、税関の行政リソースと企業の経営コストの節約につながる。

KPMGのご提案

上述のとおり、「税関行政案件手順規定」では、関連案件の税関手続きの要件を明確にしたものの、実務において遭遇するいくつかの問題は依然として存在しており、その概念と定義を更に明確にする必要がある。例えば、

- 軽微な税法違反行為に関する具体的な定量的基準とは何か？「適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった」ことにおいて、「適時」の具体的な定義とは何か？「違法による損害をもたらさなかった」場合の具体的な状況とは何か？
- 初回違反の定義とは何か？当事者が複数種類の違反行為がある場合でも初回違反の定義は成り立つか？
- 当事者は主観的過失がないことをどのように証明すべきか？具体的にどのような証拠が必要か？

また、輸出入企業は、自社の情況に合わせて、本規定の内容をより良く理解し、発生し得る影響を事前に研究・判断し、積極的に必要な措置を講じる必要がある。

- 新規定では、初回の違反、非主観的な過失に対して処罰しないなどの行政処罰原則を定めている。すでに重大な違反行為を犯し、税関の行政案件調査処理を受けている企業は、行政処罰が過去の案例に準じて軽い処罰基準に照らして決定される原則に基づき、初回の違反に当たるかどうか、非主観的な過失であることを証明できる証拠の有無などの観点から、軽い処罰基準に照らすか、もしくは処罰の軽減、ひいては処罰しない可能性を検討すべきである。
- 新規定では、簡易プロセスや迅速な処理など行政処罰に係る新たな手順を定めている。企業は、日常業務において特定・発生した税法違反行為に対して、自主的開示などの措置を講じるか、または簡易プロセスや迅速な処理などを通じて税関業務に係る問題を解決することができる。
- 新規定では、公正と公開の原則を十分に遵守し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を定めている。大量の輸出入業務に携わる企業は、新規定で定められた適時に是正し、違法による損害をもたらさなかった場合は処罰しない規定に基づき、年度税関業務の内部監査の強化などを通じて、既存の輸出入業務に係る通関申告の問題点を適時に特定し、適切な解決案を検討し、適時に是正して、潜在的な税関業務リスクを軽減する必要がある。

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 髙部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3403

Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Takabe Ichiro 髙部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3403

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 杢田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (755) 2547 1198